

豊中市立温水プール管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市立体育施設条例施行規則（平成27年豊中市規則第63号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、豊中市体育施設条例（昭和56年豊中市条例第13号。以下「条例」という。）第2条に規定する体育施設のうち、豊中市立二ノ切温水プール及び豊中市立豊島温水プール（以下「温水プール」という。）の管理運営について必要な事項を定めることを目的とする。

(温水プールの入場券の交付時間)

第2条 温水プールの使用時間（午前9時から午後8時まで）に係る入場券の交付時間は午前9時から午後7時までとする。

(使用承認の特例)

第3条 市長は、市が主催、共催又は後援する事業等に係る温水プールの使用については、当該使用する年度の当初に使用計画を立て、その使用を承認することができる。

(温水プール入場者の義務)

第4条 入場者は、次に掲げる義務を履行しなければならない。ただし、第13号に該当する場合において、市長が必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 酒気を帯びて入場しないこと。
- (2) 体調が悪い場合は入場を控えること。
- (3) 中学生は生徒手帳を携帯すること。
- (4) 小学生（3年生以下の者に限る。以下この号において同じ。）及び幼児については、水着着用の保護者（20歳以上の者に限る。以下この号において同じ。）が同伴すること。この場合において、保護者1名につき入場できる人数の上限は、小学生のみの場合にあつては3人、幼児のみの場合にあつては2人、小学生と幼児の場合にあつては各1名の合計2人とする。
- (5) 動物を連れて入場しないこと。
- (6) 温水プール内へ飲食物を持ち込まないこと。
- (7) 温水プールに入る前は、シャワーを浴びること。
- (8) プールサイドで履物を使用しないこと。
- (9) プールサイドから飛び込まないこと。
- (10) プールサイドでは走り回らないこと。
- (11) 水着以外で遊泳しないこと。
- (12) 幼児は成人用プールで遊泳しないこと。
- (13) シュノーケル、足ひれ等を使用しないこと。
- (14) 眼鏡を着けたまま遊泳しないこと。
- (15) 遊泳中は出来る限り帽子を着用すること。
- (16) 福祉優待制度の適用を受けようとするものは、証明できる書類を提示すること。
- (17) 所定の場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (18) 騒音、放歌、暴力等他人に迷惑をかける行為をしないこと。
- (19) 施設の職員の指示に従うこと。

第5条 条例第10条に定める市長が必要と認める損害額は専門業者による見積額とし、使用日から1ヶ月以内に賠償しなければならない。

(温水プール備品)

第6条 温水プール備品（付属物を含む。）の館外への持ち出しは、これを認めない。ただ

し、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。

(事故の責任)

第7条 入場者が温水プールの施設等を使用することによって生じた傷害事故については、施設管理の瑕疵以外は入場者の責任において処理するものとする。

(細目)

第8条 前各条に定めるもののほか、温水プールの管理運営について必要な事項については市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

この要綱は、平成29年11月1日から実施する。

この要綱は、平成30年6月1日から実施する。